令和９年度　東区役所総務課　休日・夜間相談員　募集案内

1　募集内容

職　　名　東区役所総務課　休日・夜間相談員
採用者数　4名
職務内容　閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に基づく休日、12月29日～1月3日）及び開庁日の夜間（17時10分～翌日8時50分）における
(1)市民及び関係機関からの問い合わせの対応等及び電話相談
(2)郵便物等の収受
(3)災害時等における市職員への緊急連絡
(4)戸籍届出書の受領及び埋火葬許可関係事務等
(5)自動車臨時運行許可番号標（仮ナンバー）返却時の一時預かり
(6)その他前各号に掲げる業務に付随する業務
任用期間　2027年（令和９年）4月1日から2028年（令和10年）3月31日まで
勤務場所　東区役所総務課（福岡市東区箱崎二丁目54番1号）

2　応募資格

次の（1）から（4）までの要件を満たす人
(1)令和９年4月1日からの勤務が可能であり、年間を通して職務に従事できる人
(2)協調性があり、積極的に業務に取り組む意欲のある人で次のいずれかに該当する人
・行政機関で戸籍の受付等に1年以上従事した経験がある人
・行政機関で庁舎案内・相談業務等に1年以上従事した経験がある人
・行政機関で個人情報取扱事務等に1年以上従事した経験がある人
(3)地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人。
【地方公務員法第16条(抄)】
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・ 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
(4)次のいずれかに該当する人
・日本国籍を有する人
・日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

3　勤務条件等

（1）任用期間　１年間（勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、４回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。）
（2）勤務形態　A勤務は平日（月～金）、B勤務・C勤務・D勤務は土・日・祝日・年末年始の割り振りによる。
A勤務は17時10分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（5時間40分）を除き1日10時間
B勤務は8時50分～19時50分までの間で休憩時間（１時間）を除き1日10時間
C勤務は20時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（2時間）を除き1日10時間
D勤務は8時50分～翌日8時50分までの間で、休憩時間（4時間）を除き1日20時間
※原則A・B・D勤務でシフトの調整を行う。
なお、業務の必要上やむを得ない場合は、上記の勤務時間の変更を行う場合があります。
（3）勤務時間　週 27.5時間
（4）休憩時間　A勤務は5時間40分、B勤務は1時間、C勤務は2時間、D勤務は4時間
（5）休暇　４月１日から翌年３月 31 日までの間に、8日の年次有給休暇があります。
（6）給与　給与月額　１９４，０６７円～２０５，４６５円（報酬+地域手当相当報酬）
※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
※この他に給与関係の条例、規則等の定めるところにより、交通費（月55,000円まで）、時間外勤務手当相当報酬、休日勤務手当相当報酬、夜間勤務手当相当報酬、期末手当：年２回（６月、１２月）等が支給されます。
（7）身分　地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員
（8）服務　地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
（9）その他　健康保険、厚生年金、介護保険、雇用保険の適用があります。
※公務災害については、福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。
※地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１カ月（勤務日数が15日に満た

ない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。
※報酬等支給日：毎月20日（ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて給する手当については翌月20日）

(注 意 事 項)

採用までに条例・規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
また、本募集及び採用は、議会での予算成立を前提としておりますので予めご了承ください。

4　選考方法

「東区役所総務課　休日・夜間相談員選考試験受験申込書」提出者に、選考(面接)試験の日時、参集場所等をお知らせします。

※**選考（面接）試験実施予定日：令和８年12月11日（金）**（但し、受験者数等の状況により変更の場合あり
選考の結果は12月下旬頃に通知します。
※１最終合格者は任用候補者名簿に登録し、当該名簿登録者から採用者を決定します。
※２任用候補者名簿に登録されても、ただちに採用されるとは限りません。

5　応募方法

(1)申込書の請求

福岡市ホームページからダウンロードできるほか、福岡市役所1階情報プラザ、東区役所総務課にて配布いたします。

(2)受験申し込み受付期間

令和８年11月16日（月）～令和８年11月30日（月）（消印有効）　※郵送または持参
【持参される場合の受付時間】上記受付期間の午前９時から午後５時まで（土・日・祝日を除く）

(3)申し込み方法・あて先

簡易書留又は特定記録で郵送するか直接持参してください。
封筒の表に**「受験申込」と朱書き**し、封筒の裏には差出人の住所・氏名を明記の上、お申し込みください。
（郵送先・持参先）
〒812-8653　　福岡市東区箱崎二丁目54番1号
東区役所総務課　　休日・夜間相談員採用担当　宛

(4)提出書類

「令和９年度　東区役所総務課　休日・夜間相談員選考試験受験申込書」
＊すべて自筆により記入願います。
＊写真（申し込み前３か月以内に撮影した上半身、正面脱帽のもの。）
サイズは、縦４センチ×横３センチ程度のもの。写真の裏面に氏名を記入願います。
＊申込書裏面下部の署名欄には、日付と氏名をご記入ください。
＊記載事項に虚偽がある場合は、採用される資格を失います。
※提出された応募書類は、一切返却しません。
※提出書類に不備がある場合は、無効となることがあります。
※申込書に記載された個人情報については適正に管理し、休日・夜間相談員募集及び採用の事務以外には使用いたしません。

6　問い合わせ先

東区役所総務課　　休日・夜間相談員採用担当　宛
〒812-8653　　福岡市東区箱崎二丁目54番1号
TEL：(092)645-1007　FAX：(092)645-1127
Eﾒｰﾙ　somu.HIWO@city.fukuoka.lg.jp
※試験内容に関することはお答えできません。